

桑名都市計画地区計画の変更（桑名市決定）

都市計画桑名ビジネスリサーチパーク地区地区計画を次のように変更する。

名 称	桑名ビジネスリサーチパーク地区地区計画		
位 置	桑名市陽だまりの丘地内		
面 積	約 22.6 ha		
区 域 の 整 備 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地 区 計 画 の 目 標	<p>播磨地区は、本市西部丘陵地の優良な大規模住宅地域にあり、周辺の良好な住宅環境と整合を図りつつ、住む・働く・憩う・遊ぶ のコンセプトのもと、複合多機能都市としての開発整備がすすめられている。この働く部門を担うのが桑名ビジネスリサーチパークである。</p> <p>桑名ビジネスリサーチパークでは、先端産業、新産業等の施設誘致を進め、多機能な土地利用展開を目指しており、地区計画を定めることで地区の特性にふさわしい態様を備えた施設の立地、健全で活気ある地区整備を目標とする。</p>	
	土 地 利 用 の 方 針	<p>周辺には桑名市総合運動公園や住宅地が配置され、産業と自然が調和した地区整備を進める。</p>	
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	<p>調和のとれた、良好な複合多機能都市としての発展を期するため、研究・生産施設等とそれらに関する支援施設を適切に誘導配置する。</p>	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 の 用 途 の 制 限	準 工 業 地 域	<p>区域内においては以下の建築物を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅（他の用途を併存又は併設するものを含む。）、共同住宅、下宿、寄宿舎（但し立地施設に付属する寄宿舎は除く。）、 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第6号に規定する営業を営む施設。 3. 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び第3号に掲げるマージョソ屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックスその他これらに類するもの。 4. 建築基準法別表第二（ち）項第2号に掲げるキャバレー、料理店その他これらに類するもの。 5. 建築基準法別表第二（へ）項第3号に掲げる劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの。 6. 建築基準法別表第二（に）項第6号に掲げる政令で定める規模の畜舎。
<p>・ 区域は計画図表示のとおり</p>			